

厚生年金適用拡大を検討

企業規模撤廃

飲食・理美容も義務

パートら短時間労働者の厚生年金の加入要件となっ
ている企業規模について、厚生労働省が撤廃する検討

社会保険(厚生年金・健康保険)の適用範囲が拡大へ		5人以上の 個人事業所の場合	
法人の場合	勤務先		
<ul style="list-style-type: none"> 週20時間以上勤務 月収8万8千円以上 学生ではない 1年以上の雇用見込み 企業規模が従業員501人以上 	現状	金融・保険、製造、土木などの法定16業種	
	2022年10月 ・2カ月以上の雇用見込み ・企業規模が101人以上へ 24年10月 ・企業規模が51人以上へ	実施が決まっている予定など	22年10月 弁護士や税理士などの法律・会計事務の士業を追加
企業規模要件については撤廃へ		2025年の法改正で検討	飲食、宿泊、理美容など原則すべてで

に入った。現在は501人以上とする要件をなくし、適用対象を拡大する。個人事業所についても、対象業種の制限をなくし、飲食や理美容といった業種にも加入を義務づける。2025年の関連法改正を目指す。非正規雇用者らの低年金問題に対応するため、厚生年金(加入者約4500万人)への加入を広げ、老後の困窮を防ぐ狙いがある。

厚生年金や健康保険に入るには、「週20時間以上の労働」や「月収8万8千円以上」といった要件に加え、企業規模の要件がある。現在は従業員501人以上だが、今年10月から101人に、24年10月から51人へ引き下げる。法改正で規模の要件をなくすことを目指す。計約125万人が新たに加入する見込みだ。

一方、個人事業所では従業員5人以上の場合、製造業や土木業など16業種に限り、厚生年金などへの加入を義務づけている。この業種の要件も原則撤廃し、飲食や理美容、宿泊業なども対象にしていく方向だ。

ただ、厚生年金の保険料は労使折半で払うため、企業側には負担増となる。新たに適用対象となる業界からの反発も予想される。

厚生労働省は、将来的にはフリーランスなども含めて社会保険を適用する「勤労者皆保険」の実現を視野に入れる。

(村井隼人)